

学校感染症と出席停止

学校において予防すべき感染症の種類は、学校保健安全法施行規則第 18 条において第 1 種から第 3 種まで分類され、学校保健安全法施行規則第 19 条において、出席停止の期間の基準が定められています。

種 類	感染症名	出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原菌が [※] - [※] コウカイル属 SARS コウカイルであるものに限る。) 中東呼吸器症候群 (病原体が [※] - [※] コウカイル属 MERS コウカイルであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフル エンザをいう。) ※第 1 種もしくは 第 2 種の感染症患 者のある家に居住 する者又はこれら の感染症にかかっ ている疑いがある 者については、予 防処置の施行の状 況その他の事情に より学校医その他 の医師において感 染のおそれがない と認めるまで。 ※第 1 種又は第 2 種の感染症が発生 した地域から通学 する者について は、その発生状況 により必要と認め たとき、学校医の 意見を聞いて適当 と認める期間。	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	※第 1 種又は第 2 種の感染症の流行 地を旅行した者に ついては、その状 況により必要と認 めたとき、学校医 の意見を聞いて適 当と認める期間。	
	結核		
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎 その他の感染症		

【出席停止の指示】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができることになっています(学校保健安全法第 19 条)。また、校長が法第 19 条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、保護者または当該生徒に指示することになっています(学校保健安全法施行令第 6 条第 1 項)。